

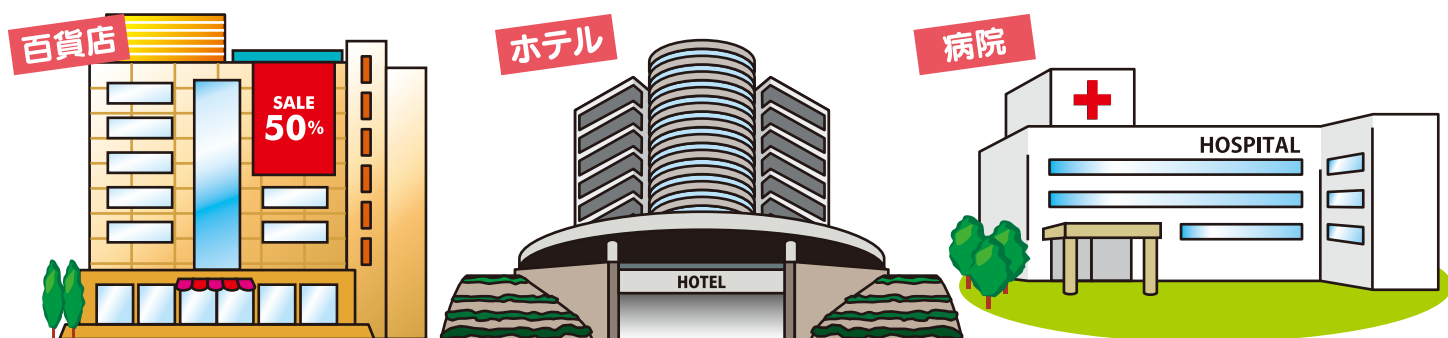
違反対象物の公表制度

違反対象物の公表制度とは？

建物を利用しようとする市民の方がその建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるよう、消防署が把握した「重大な消防法令違反」を公表する制度です。

◎公表の対象となる建物

飲食店・百貨店・ホテル等の不特定多数の方が利用される建物や病院・特別養護老人ホーム等の避難が困難な方が利用する建物です。



◎公表の対象となる違反

消防法令により建物に設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかが消防法令に違反して設置されていないものです。



◎公表の方法

名古屋市公式ウェブサイトに掲載します。
ウェブサイトは「名古屋市 違反対象物」で検索できます。

名古屋市 違反対象物

検索

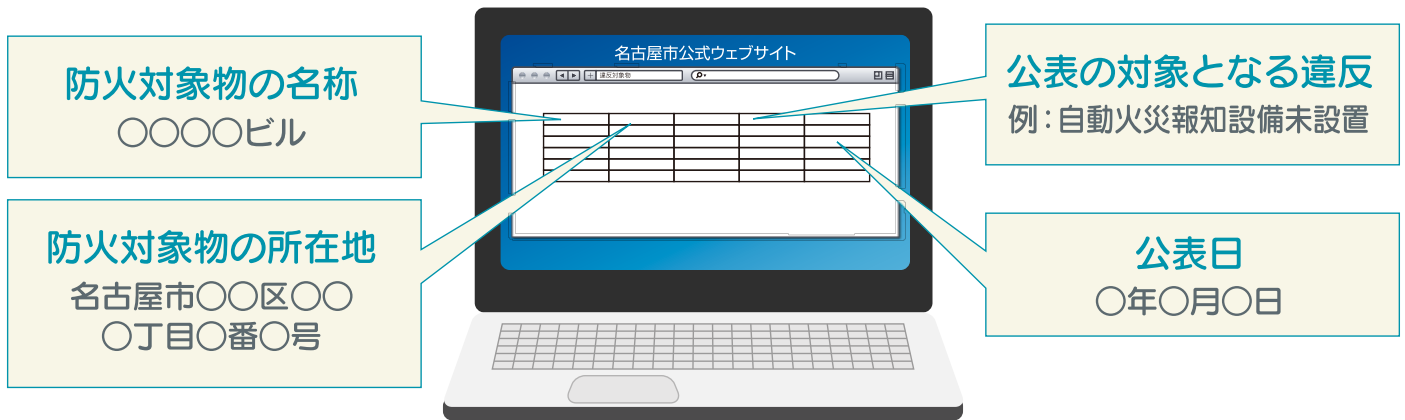
スマートフォンからは、
こちらが便利です。



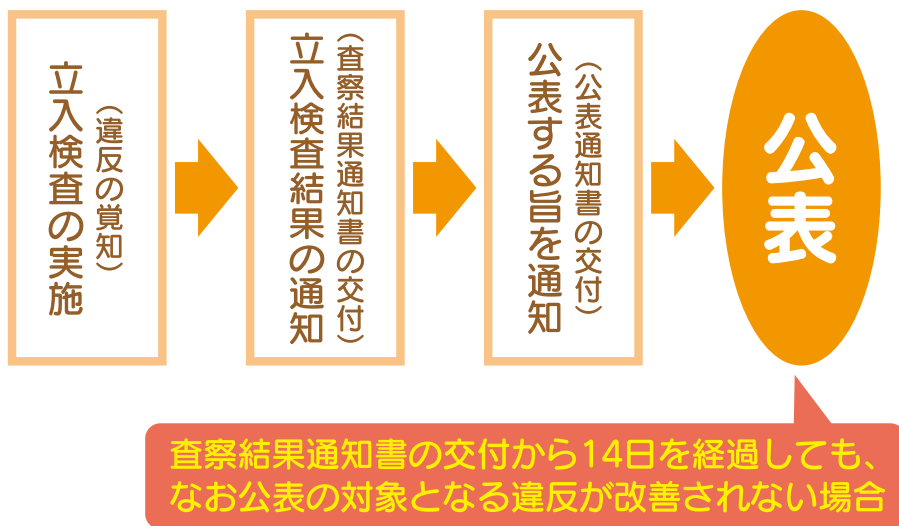
名古屋市消防局

違反対象物の公表制度

◎公表する内容



◎公表までのながれ



建物関係者の方々へ

あなたが所有(管理、占有)する建物で次のようなことを行う場合、新たに消防用設備等の設置が必要となることがありますので、事前に管轄の消防署予防課までご相談ください。

- 飲食店、物品販売店、福祉施設などの新規入居
- 増築、改築、隣接建物との接続工事
- 窓や扉などの開口部の閉鎖工事



【お問い合わせ先】

千種消防署 ☎764-0119	東消防署 ☎935-0119	北消防署 ☎981-0119	西消防署 ☎521-0119
中村消防署 ☎481-0119	中消防署 ☎231-0119	昭和消防署 ☎841-0119	瑞穂消防署 ☎852-0119
熱田消防署 ☎671-0119	中川消防署 ☎363-0119	港消防署 ☎661-0119	南消防署 ☎825-0119
守山消防署 ☎791-0119	緑消防署 ☎896-0119	名東消防署 ☎703-0119	天白消防署 ☎801-0119